

平成30年度田川地区水道企業団水道用水供給事業

決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成30年度田川地区水道企業団水道用水供給事業の決算について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

平成30年度田川地区水道企業団水道用水供給事業

2 審査の方法

審査に付された決算書及び関係帳簿、伝票並びに証書類等の照合、点検を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

3 審査の要領と着眼点

地方公営企業法に基づく各種書類が適正に作成されているかを把握するとともに、経費の効果的運用が図られているか、また、事務处理的な問題として、①支出科目の誤り、②添付書類の整備、③支出の使途が明瞭に記載されているか、④日付等の漏れと正確性、⑤金額の計数に過誤がないかについて審査を行った。

4 審査の結果及び意見

決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

経営状況については、平成23年度以降改善基調であった損益は、平成28年度において純損益を計上、平成29年度においては純利益を計上したが、本年度は伊良原ダム関連施設の固定資産登録による減価償却費の増や、水道事業広域化のために要した経費などにより、純損失を計上することとなった。

業務面では、伊良原ダム建設事業の竣工により、伊良原ダムからの供給が開始さ

れ、企業団から構成団体への安定した用水供給が行われた。

また、水道事業の広域化に向けた具体的な取組を進め、平成30年10月9日には「田川地域水道事業の統合に関する協定書」が締結された。

さらに、企業団規約の変更及び各末端水道の事業認可を得て、いよいよ平成31年4月から4水道事業及び1用水供給事業の経営の一体化がなされることとなった。

今後、この水道事業の広域化の効果が最大限発揮され、老朽施設の改築更新などの諸事業を適切に実施するとともに、住民負担である水道料金の抑制を実現するため、将来にわたる水道事業の経営の効率化と基盤強化に向けた取組を懸命に進めていくことを願うものである。

5 資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされている。また、資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

当企業団水道用水供給事業会計では、平成30年度決算における資金不足比率の審査を行った結果、資金不足は発生していないことを確認した。

令和元年9月27日

田川広域水道企業団

企業長 二場 公 人 殿

監査委員 田 丸 孝 司



監査委員 佐々木 博

